報告第４０号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１１日

２　損害賠償額　　１，３１１，７８４円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和８年７月２７日午後２時３０分頃、市内扇町三丁目１３番２０号付近の国道２５５号において、教育指導課職員の運転する公用車が車線変更しようとしたところ、走行していた相手方車両に接触し、これを破損させた。